

平安時代の出雲の受領

—橘俊孝、杵築大社の託宣・顛倒とその背景をめぐって—

大日方 克己

松江市史講座 2012 年 9 月 8 日

長元4年(1031)、出雲国から杵築大社神殿の顛倒と託宣が朝廷に報告された。翌年、それらが虚偽だったことが発覚し、出雲守橘俊孝が罷免されて配流となる事件がおこった。

1. 橘俊孝

(1) 橘俊孝の出自

- ・『橘氏系図』『尊卑分脈』などにはみえない。出自は不明。

(2) 出雲守になるまで

- ・寛弘元年(1004) 木工允（『御堂関白記』寛弘元年(1104)4 月 17 日条）
藤原道長の賀茂斎院御禊見物につき従っている。
- ・寛弘8年(1011) 兵部丞（『小右記』寛弘8年正月7日条）
叙位の儀式に兵部丞として参加するも、笏を持つことがうまくできなくて嘲笑されている。
- ・長和2年(1013) 式部大丞、正六位上（『小右記』長和2年 8 月 26 日条）
斎宮富子内親王の野宮入りの前駆に定められる。
- ・万寿4年(1027) 兵部少輔（『小右記』万寿4年正月7日条）
白馬節会の儀式に兵部大輔として参加。特記されることはなし。

(3) 関白頼通邸放言事件 長元元年(1028)（『小右記』の記事による）

- ・7月24日夜、関白藤原頼通第門外で雑人10人余が但馬国司の苛政を大声で訴えた。尋問しようとする
とみな逃げてしまったという。
→藤原実資の感想・・・諸国の百姓が公門で国事を訴えることは古今の例だが、夜間に放言して訴えた例はない。但馬国の苛政についても耳にしたことがなく、敵対するものが夜陰に紛れてうってでた行為で、とりあう必要はない。
- ・その後も放言は続いた。
- ・7月26日、放言は橘俊孝だったことが判明する。
但馬国司の在京中に、俊孝が但馬に下向し、「不善」を行い「濫吹」した。但馬国司が国にもどって関係者を譴責した。これに対して憤慨した俊孝が今回の行為にうってでたという。

- ・このときの但馬守は藤原能通。『小右記』では、この事件に関しては名を記していない。

万寿4年～長元2年 但馬守としてみえる

万寿4年、「私物」をもって内裏建礼門一階部分と東西垣の修造を行う。

藤原教通の家司。道長とも近い関係にあった。

- ・藤原実資の俊孝への評価

「酒狂不善の者なり。家人なり。しかるに先年、乗車して家門を渡る。下人のために面を打ち破らるのみ」(『小右記』長元元年7月26日条)

2. 出雲守として

(1) 赴任—長元2年(1029)閏2月

- ・長元2年正月の除目で出雲守に任じられたと思われる。
- ・長元2年閏2月25日、橘俊孝が右大臣藤原実資のもとを訪れて28日に赴任することを告げる。

(2) 季節はずれの降雪—長元2年7月

①長元2年7月11日出雲国解(『小右記』長元2年8月2日条)

7月8日、飯石郡須佐郷牧田村に雪が降り、田3町と野山の草木がことごとく損亡したと報告。

☞長元2年7月8日=ユリウス暦1029年8月20日

②政府の対応

- ・先例を外記に調査させる

→『日本書紀』推古34年(626)6月、『三代実録』貞観17年(875)6月4日条の例

(『小右記』8月4日条)

- ・右大臣藤原実資の意見→後一条天皇

いずれの先例も対応の記録はとくにみえない。またいずれも6月の宮中の事例。今回は山陰道で秋に入ってから降雪である(この年の立秋は6月19日)。仁王経の七難のなかには夏の雪については説くところがあるが、秋に入ってから降雪なので特に怪しむべきではない。

- ・後一条天皇の勅定→出雲国に太政官符を下して仁王経を転読させる。

(以上『小右記』8月6日条)

↓

出雲国では国分寺で仁王経を3日間転読(『朝野群載』巻6 応徳2年(1085)9月11日文殿勘文)

3. 杵築大社の顛倒・託宣

(1) 杵築大社神殿の顛倒

①出雲国より顛倒の報告 長元4年(1031)10月17日

- ・出雲国解によって杵築大社が風無くして顛倒したことが政府に報告された。

- ・守橘俊孝の語ったところとして次のように、参議右大弁の源経頼は『左経記』に記録している。

兼ねて両三度光あり。次に震動し顛倒す。材木一向に中より倒れ臥す。ただ 乾角の柱一本倒れず。この社中に七宝をもつて宝殿を作り、七宝の筥を宝殿の中に安置す。これ御正体と称すと云ふ。しかるにその筥、顛倒の材木の上に露れ居る。よりて祢宜等、仮殿に移し奉らむがため、件の筥を取り奉るに、五寸ばかり及ばず。よりて路を構へ立て取り奉らむといえども、常に五六寸ばかり及ばず。よりて祢宜等、たびたび忽ちに沐浴禊斎し、深く慎みを致して取り奉り、仮殿に移し奉りおわりぬと云々。
(『左経記』長元4年10月17日条)

- ・顛倒の日付・・・『日本紀略』8月11日、『百鍊抄』8月13日

②顛倒に対する朝廷の対応

＊長元4年の朝廷-関係する顔ぶれ

後一条天皇、関白・左大臣-藤原頼通、
右大臣-藤原実資(『小右記』記主)、内大臣-藤原教通(頼通弟)、参議・右大弁-源経頼(『左経記』記主)ほか大納言4、中納言7、参議8

- ・閏10月3日 軒廊卜筮(神祇官・陰陽寮)、兵革・疾疫あり
→出雲と良・異方諸国に対し疾疫・兵革の慎を指示する太政官符が下される(『左経記』)。
- ・閏10月9日 神祇少祐大中臣元範が奉幣使として杵築大社に発遣(『左経記』『日本紀略』)。
- ・閏10月9日 関白藤原頼通が杵築大社の造営を指示(『小記目録』)。
- ・閏10月10日 八省院造営の出雲への国宛が停止。杵築大社の造営のため(『小記目録』)。
- ・長元5年2月20日 造営料を勘定させる宣旨(『小記目録』)。

(2)杵築大社の託宣

①託宣の報告

- ・長元4年10月16日(顛倒報告の前日)

橘俊孝が藤原実資に杵築大社託宣のことを報告しているらしい。

『小記目録』(この時期の『小右記』本文は残っていないため詳細は不明)

「同(長元四年)十月十六日、出雲国杵築社託宣事、〈在国司、成、憚不_レ言上_二事_一」

- ・10月17日 橘俊孝が藤原実資のもとを訪れ、託宣の内容について談じている(『小記目録』)。
- ・10月22日 託宣のことを後一条天皇に奏上(『小記目録』)。

②託宣への対応

- ・閏10月17日 如法仁王会が行われた(『小記目録』)。
- ・長元5年正月12日

後一条天皇の杵築大社託宣に関する密勅が藤原実資のもとへ。密勅の内容は不明

→託宣が当初は後一条天皇、関白頼通、右大臣実資など限られた範囲で内密に処理されていたことがうかがえる。

☞『左経記』はこの間顛倒に関する記事だけで、託宣については記していない。源経頼は知らなかったと思われる。

③託宣の内容・・・詳細は不明だが、推測される内容。

a)天皇の位に関わる事、b)改元の事、が含まれていたらしい。

a)天皇の位に関わる事

『小右記』2月26日条

「宝位を避く驚きあるか、よく慎み給ふべし」ということで長元5年3月11日が後一条天皇が慎むべき日だとされた。

『左経記』3月11日条

「風聞」として、杵築大社の託宣により明日が御物忌で、関白頼通・近習・上達部らも籠り、内裏では数日間北斗熾盛光法、不動法などが修され、大般若経が不断読経されたと記している。

→このころには参議源経頼らにも知られはじめていたか。

b)改元のこと

『小右記』長元5年正月23日条

杵築大社託宣のなかに改元すべきとのことがあるので、勅命によって新年号の勘申が指示された。そして7月29日に改元することが予定されたが、内裏における大死穢が当日に及ぶため8月1日に改元することになった(『小右記』7月28日条)。

→改元は行われない・・・託宣が虚偽だったことが発覚したため

(3)虚偽の発覚

①橘俊孝の申請

・長元5年6月3日 橘俊孝の申請 (『左経記』)

出雲守の重任

4ヶ年調庸租税免除

但馬・伯耆等国の工夫徴発による杵築大社の造営

杵築大社の託宣にもとづく叙位

②実検使の派遣と虚偽の発覚

・6月17日 右大史(姓欠)広雅を出雲へ派遣。(『左経記』)

→広雅は杵築大社社司、出雲国衙在庁官人らにも事情を聴取

・8月1日 実検使広雅の帰京 (『小右記』)

杵築大社社司、出雲国在庁官人らの「問注文」も持参

→託宣はなかったこと、神人でないもへの叙位などに位記を給したことが明らかになる(『小右記』8月7日条)

・8月20日 関白藤原頼通の指示で杵築大社の問題が諸卿の議に附される。(『小右記』)

③橘俊孝の配流

- ・9月20日 橘俊孝の佐渡国配流が決定(『百鍊抄』)。
- ・9月27日 橘俊孝は配所に向う(『日本紀略』)。
- ・10月5日、佐渡に向かう途中橘俊孝は重病に陥り越前国敦賀郡に逗留(『小右記』)。
→橘俊孝に関する最後の記録。以後の動向は知られない。

④その後の杵築大社神殿

- ・次の受領藤原登任によって造営。長元9年(1036)に完成、遷宮。登任はその功績で出雲守を延任

4. 顛倒・託宣事件の背景

(1)受領としての問題

①八省院造営の国宛免除=申返

- ・長元3年9月13日 八省院、豊楽院、大内裏大垣造営の国宛 (『小右記』)

八省院延祿堂 出雲・伯耆(平定親?)・丹後(藤原憲房?)・周防(?)

八省院朝集堂 藤原資業(播磨守を重任する条件で)

応天門・東西廊 藤原邦恒(備中守を重任する条件で)

豊楽門 和泉(?)・安芸(紀宣明?)

大垣 近江(源行任?)

- ・受領たちの申返→多くは却下か条件付きで認められる

長元4年2月24日 備前(源長経) 大垣を辞退→材木を進上させたうえで他国に振り替えられる

長元4年3月29日 若狭(藤原惟頼?) 大垣を辞退→却下されたか認められたか不明

長元4年3月29日 伊予(源隆国) 不老門を辞退→譴責

長元4年5月7日 大宰府が豊前など4ヶ国の豊楽院東華堂・西華堂を辞退

理由・・宇佐遷宮造営・大宰府庁修造を管内諸国に課するため

→却下

- ・尾張(平惟忠)の一国平均役申請(『小右記』長元4年9月13日条)

大垣造営のため「普く国内の見作の不輸租田を支配し、王臣家の諸荘・神寺の所領を論ぜず、平均に役仕」することを申請

→神寺領を除く条件で認められる = 一国平均役の最初とする意義づけもある(宅間直樹)

- ・出雲の場合・・延祿堂造営の免除するかわりに杵築大社造営

⇒宇佐遷宮造営を理由にした大宰府管内諸国の申返が却下されたことと対照的。

託宣の神威の影響か?

②4ヶ年調庸免除の意味

- ・調庸制自体が崩壊している。無意味な免除か？
- ・11世紀における調庸の実態・・・国衙が百姓から官物・臨時雑役などを徴収。
受領はそのなかから調庸相当分の物品を政府に貢納。

- ・調庸免除の意味・・・免除は政府と受領(国衙)との間の問題

→免除分は国衙(または受領)収入となりうる→造営費用に充てることも可能

③但馬・伯耆からの工夫徴発申請

- ・複数国にまたがる杵築大社の造営体制をめざす?
cf. 天仁度の造営の例・・・因幡から材木を調達か(佐伯徳哉)
- ・橘俊孝と但馬国との関係 長元元年の但馬国司とのトラブル

④重任申請

- ・杵築大社造営の功により受領重任をねらう
- ・受領が造営や朝廷費用を負担→勸賞(叙位、新たな受領などへの任命(成功)、延任、重任)
- ・後の例

長元度の造営 藤原登任 出雲守を延任

治暦・康平度の杵築大社造営 藤原章俊 出雲守を延任

(2)伊勢斎宮神託事件の影響

①伊勢斎宮の託宣

- ・長元4年7月3日、右大臣藤原実資のもとに伝えられる
- ・長元4年6月 伊勢神宮の月次祭のとき、伊勢大神の荒魂とされる荒祭神が斎王嫡子内親王にのりうつり、斎宮寮頭藤原相通の追放を託宣したとされる。天皇批判も含まれているという。

☞前代未聞のできごと

↓

- ・長元4年8月8日 後一条天皇の勅定により藤原相通夫妻を配流することにする。

相通・・・佐渡、妻藤原小忌古會・・・隠岐

②二度目の託宣

- ・8月4日 第二の託宣。天皇批判も含むという。
- 8月19日に朝廷に伝えられ、8月20日に藤原相通夫妻の配流先を伊豆に変更

③鎮謝・加階

- ・8月25日 参議源経頼を伊勢に発遣、鎮謝
- ・9月11日 例幣使の発遣にあわせて内宮・外宮の祢宜に加階

(以上、史料は『小右記』)

④背景と影響

- ・斎王、斎宮寮、祭主、祢宜など神宮機構をめぐる対立、抗争
- ・この事件以後、しばしば神託がもちだされ神人の強訴がみられるようになる（早川庄八、岡田莊司）

⑤杵築大社の顛倒・託宣との関係

- ・杵築大社が顛倒したとされる時期（8月11日 or 13日）
 - ・伊勢斎王託宣への対応に追われているころ、第二託宣の直後
- ・託宣の共通点・天皇のことにも言及する、神人への叙位
- ・伊勢斎王託宣に続くものとしての朝廷への衝撃
- ・杵築大社の顛倒・託宣の演出に、伊勢斎王託宣事件の影響もあるのではないかと。

（3）杵築大社自身と国衙在庁官人の動向

- ・顛倒・託宣は橘俊孝だけで演出はできない。杵築大社神官らの関与は不可欠のはず。
- ・社司、在庁官人らの問注文により、橘俊孝の虚言とされてしまう
 - 受領橘俊孝、在庁官人、杵築大社神官たちの利害の一致と対立もあったか

参考文献

大日方克己「長元四年、杵築大社顛倒・託宣事件」

（『アジア遊学 135 出雲文化圏と東アジア』、勉誠社、2010年）

宅間直樹「一國平均役の成立について」（『王朝国家国政史の研究』、吉川弘文館、1987年）

佐伯徳哉「天仁の出雲国杵築大社造宮と白河院政の台頭－院政権力・源義親の乱と山陰諸国－」

（島根県古代文化センター『古代文化研究』5、1997年）

早川庄八「長元四年の斎王託宣事件をめぐって」（『日本古代官僚制の研究』、岩波書店、1986年）、

岡田莊司「平安中期の天皇と神宮」（『平安時代の国家と祭祀』、続群書類従完成会、1994年）

杵築大社造営年表

年 代	造 営 記 事	関 連 事 項
斉明 5 (659)	出雲国造に命じて「神之宮」	を「修殿」させる
長徳 4	神殿玉垣造営	正税返却帳の勘出
長元 4 (1031)	顛倒	
長元 9 (1036)	正殿の造営完成、遷宮	
康平 4 (1061)	倒壊	
治暦 3 (1067)	正殿の造営完成、遷宮	
天仁元 (1108)	仮殿に遷宮	
〃 2 (1109)	正殿が転倒？	
永久 3 (1115)	正殿の造営完成、遷宮	
永治元 (1141)	正殿が倒壊	
康治元 (1143)	仮殿に遷宮	
久安元 (1145)	正殿の造営完成、遷宮	
承安元 (1171)	仮殿に遷宮	
〃 2 (1172)	正殿倒壊	
建久元 (1190)	正殿の造営完成、遷宮	
嘉禄 3 (1227)	仮殿に遷宮	
嘉禎元 (1235)	正殿が転倒	
宝治 2 (1248)	正殿の造営完成、遷宮	
文永 7 (1270)	火災、正殿焼失	
弘安 5 (1282)	仮殿を造営遷宮	
正中 2 (1325)	遷宮、仮殿式	
至徳 3 (1386)	遷宮、仮殿式	
応永 19 (1412)	遷宮、仮殿式	
嘉吉 2 (1442)	遷宮、仮殿式	
応仁元 (1467)	遷宮、仮殿式	
文明 18 (1486)	焼亡。遷宮、仮殿式	
永正 16 (1519)	遷宮、仮殿式	
天文 19 (1550)	遷宮、仮殿式	
天正 8 (1580)	遷宮、仮殿式	
慶長 5 (1600)		関が原の戦い。堀尾氏、出雲・隠岐国に入部。
慶長 14 (1609)	遷宮、仮殿式	
寛永 15 (1638)		松平直政、出雲国に入部。
寛文 7 (1667)	正殿造営遷宮	
延享元 (1744)	正殿造営遷宮 (現在の本殿)	

平安京大内裏図

